

指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令

1. 案内情報

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 手続名 | : 指定漁船に乗り組む海員の休日付与方法に関する協定の届出 |
| 手続根拠 | : 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第8条の2 |
| 手続対象者 | : 指定漁船に乗り組む海員の休日付与方法に関する協定を結んだ事業者 |
| 提出時期 | : 指定漁船に乗り組む海員の休日付与方法に関する協定を結んだとき |
| 提出方法 | : 申請書を所轄地方運輸局へ提出 |
| 手数料 | : なし |
| 添付書類・部数 | : なし・1部 |
| 申請様式 | : 提出窓口にお問い合わせ下さい。 |
| 記載要領・記載例 | : 提出窓口にお問い合わせ下さい。 |

2. 窓口情報

| | |
|-----|--|
| 提出先 | : 北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5 東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 2 2 - 2 9 9 0 - 8 8 6 3 新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課 0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6 関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2 中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 6 近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 2 神戸海運管理部船員部労働基準・安全衛生課 0 7 8 - 3 2 1 - 7 0 5 5 中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1 四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 5 九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 5 沖縄総合事務局運輸部会運第二課 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 船員法施行令に定める市町村 |
|-----|--|

受け付け時間 : 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準 : 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第8条の
標準処理機関 : 2日(経由期間がある場合は9日)
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による